様式第二号の八（第八条の四の五関係）

（第１面）

産業廃棄物処理計画書

令和8年6月26日

群馬県知事　山本一太　様

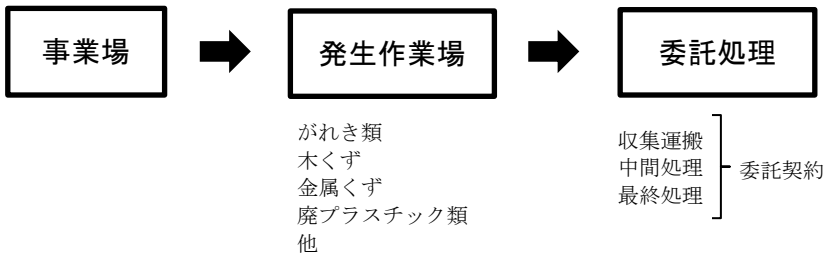
提出者　　〒377-0896
住　所　群馬県吾妻郡東吾妻町大字原町452

氏　名　南波建設株式会社
代表取締役　南波将彦

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

電話番号　0279-68-2511

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第９項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	南波建設株式会社
事業場の所在地	群馬県吾妻郡東吾妻町大字452
計画期間	令和7年4月1日～令和8年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	大分類：建設業　中分類：総合建設業
②事業の規模	元受完成工事高　（前年度実績）22億3587万円
③従業員数	48人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	

（日本産業規格　Ａ列４番）

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

（管理体制図）
別紙、「産業廃棄物の処理に係る管理体制」を参照。

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状

【前年度（　　7年度）実績】

産業廃棄物の種類	汚泥	廃プラスチック類
排　出　量	0.832　t	47.500　t

（これまでに実施した取組）
・工事施工計画段階で廃棄物抑制を目的とした検討を行い計画する。
・協力業者と共に資機材納入時の無駄な梱包を抑える。

②計画

【目標】

産業廃棄物の種類	汚泥	廃プラスチック類
排　出　量	0.749　t	42.750　t

（今後実施する予定の取組）
・工事施工計画段階で廃棄物抑制を目的とした検討を行い計画する。
・協力業者と共に資機材納入時の無駄な梱包を抑える。

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状

（分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組）
・汚泥、廃プラスチック類、紙くず、木くず、金属くず、がれき類、混合廃棄物他。
・分別を徹底して再生利用を推進する。

②計画

（今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組）
・汚泥、廃プラスチック類、紙くず、木くず、金属くず、がれき類、混合廃棄物他。
・分別を徹底して再生利用を推進する。

ゴムくず	紙くず	木くず	金属くず
0.014　t	3.900　t	4,511.375　t	36.511　t

ゴムくず	紙くず	木くず	金属くず
0.013　t	3.510　t	4,060.238　t	32.860　t

ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	がれき類	建設混合廃棄物	繊維くず
5.000　t	4,214.061　t	31.310　t	6.000　t

ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	がれき類	建設混合廃棄物	繊維くず
4.500　t	3,792.655　t	28.178　t	5.400　t

<table>
<tr><td colspan="4">自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項</td></tr>
<tr><td rowspan="4"></td><td rowspan="4">①現状</td><td colspan="2">【前年度（令和7年度）実績】　なし</td></tr>
<tr><td>産業廃棄物の種類</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>自ら再生利用を行った
産業廃棄物の量</td><td>t</td><td>t</td></tr>
<tr><td colspan="2">（これまでに実施した取組）</td></tr>
<tr><td rowspan="4"></td><td rowspan="4">②計画</td><td colspan="2">【目標】　なし</td></tr>
<tr><td>産業廃棄物の種類</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>自ら再生利用を行う
産業廃棄物の量</td><td>t</td><td>t</td></tr>
<tr><td colspan="2">（今後実施する予定の取組）</td></tr>
<tr><td colspan="4">自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項</td></tr>
<tr><td rowspan="5"></td><td rowspan="5">①現状</td><td colspan="2">【前年度（令和7年度）実績】　なし</td></tr>
<tr><td>産業廃棄物の種類</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>自ら熱回収を行った
産業廃棄物の量</td><td>t</td><td>t</td></tr>
<tr><td>自ら中間処理により減
量した産業廃棄物の量</td><td>t</td><td>t</td></tr>
<tr><td colspan="2">（これまでに実施した取組）</td></tr>
<tr><td rowspan="5"></td><td rowspan="5">②計画</td><td colspan="2">【目標】　なし</td></tr>
<tr><td>産業廃棄物の種類</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>自ら熱回収を行った
産業廃棄物の量</td><td>t</td><td>t</td></tr>
<tr><td>自ら中間処理により減
量する産業廃棄物の量</td><td>t</td><td>t</td></tr>
<tr><td colspan="2">（今後実施する予定の取組）</td></tr>
</table>

t	t	t	t

t	t	t	t

t	t	t	t
t	t	t	t

t	t	t	t
t	t	t	t

t	t	t	t

t	t	t	t

t	t	t	t
t	t	t	t

t	t	t	t
t	t	t	t

<table>
<tr><td colspan="5">自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項</td></tr>
<tr><td rowspan="4"></td><td rowspan="4">①現状</td><td colspan="3">【前年度（令和7年度）実績】　なし</td></tr>
<tr><td>産業廃棄物の種類</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>自ら埋立処分又は
海洋投入処分を行った
産業廃棄物の量</td><td>t</td><td>t</td></tr>
<tr><td colspan="3">（これまでに実施した取組）</td></tr>
<tr><td rowspan="4"></td><td rowspan="4">②計画</td><td colspan="3">【目標】　なし</td></tr>
<tr><td>産業廃棄物の種類</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>自ら埋立処分又は
海洋投入処分を行う
産業廃棄物の量</td><td>t</td><td>t</td></tr>
<tr><td colspan="3">（今後実施する予定の取組）</td></tr>
<tr><td colspan="5">産業廃棄物の処理の委託に関する事項</td></tr>
<tr><td rowspan="7"></td><td rowspan="7">①現状</td><td colspan="3">【前年度（令和7年度）実績】</td></tr>
<tr><td>産業廃棄物の種類</td><td>汚泥</td><td>廃プラスチック類</td></tr>
<tr><td>全処理委託量</td><td>0.832　t</td><td>47.500　t</td></tr>
<tr><td>優良認定処理業者
への処理委託量</td><td>0.000　t</td><td>46.100　t</td></tr>
<tr><td>再生利用業者への
処理委託量</td><td>0.832　t</td><td>1.400　t</td></tr>
<tr><td>認定熱回収業者
への処理委託量</td><td>0.000　t</td><td>0.000　t</td></tr>
<tr><td>認定熱回収業者以外
の熱回収を行う業者
への処理委託量</td><td>0.000　t</td><td>0.000　t</td></tr>
<tr><td colspan="3">（これまでに実施した取組）
・産業廃棄物の関連法令、その他規則を順守し廃棄物の適正処理を行っている。
・産業廃棄物の収集運搬から処分まで適正な委託契約を締結し、マニフェスト伝票により管理を行っている。</td></tr>
</table>

t	t	t	t

t	t	t	t

ゴムくず	紙くず	木くず	金属くず
0.014 t	3.900 t	4,511.375 t	36.511 t
0.014 t	3.900 t	15.950 t	4.294 t
0.000 t	0.000 t	4,495.425 t	32.217 t
0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t
0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t

t	t	t	t

t	t	t	t

ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	がれき類	混合建設廃棄物	繊維くず
5.000　t	4,214.061　t	31.310　t	6.000　t
5.000　t	51.800　t	26.390　t	6.000　t
0.000　t	4,162.261　t	4.920　t	0.000　t
0.000　t	0.000　t	0.000　t	0.000　t
0.000　t	0.000　t	0.000　t	0.000　t

<table>
<tr><td></td><td>②計画</td><td colspan="3">【目標】</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>産業廃棄物の種類</td><td>汚泥</td><td>廃プラスチック類</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>全処理委託量</td><td>0.749　t</td><td>42.750　t</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>優良認定処理業者への処理委託量</td><td>0.000　t</td><td>41.490　t</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>再生利用業者への処理委託量</td><td>0.749　t</td><td>1.260　t</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>認定熱回収業者への処理委託量</td><td>0.000　t</td><td>0.000　t</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量</td><td>0.000　t</td><td>0.000　t</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td colspan="3">（今後実施する予定の取組）
・産業廃棄物の関連法令、その他規則を順守し廃棄物の適正処理を行っている。
・産業廃棄物の収集運搬から処分まで適正な委託契約を締結し、マニフェスト伝票により管理を行っている。</td></tr>
<tr><td colspan="2">※事務処理欄</td><td colspan="3"></td></tr>
</table>

ゴムくず	紙くず	木くず	金属くず
0.013　t	3.510　t	4,060.238　t	32.860　t
0.013　t	3.510　t	14.355　t	3.865　t
0.000　t	0.000　t	4,045.883　t	28.995　t
0.000　t	0.000　t	0.000　t	0.000　t
0.000　t	0.000　t	0.000　t	0.000　t

ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	がれき類	建設混合廃棄物	繊維くず
4.500 t	3,792.655 t	28.179 t	5.400 t
4.500 t	46.620 t	23.751 t	5.400 t
0.000 t	3,746.035 t	4.428 t	0.000 t
0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t
0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t

備考

1　前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。

2　当該年度の6月30日までに提出すること。

3　「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。

⑴①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。

⑵②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。

⑶④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。

4　「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。

5　「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。

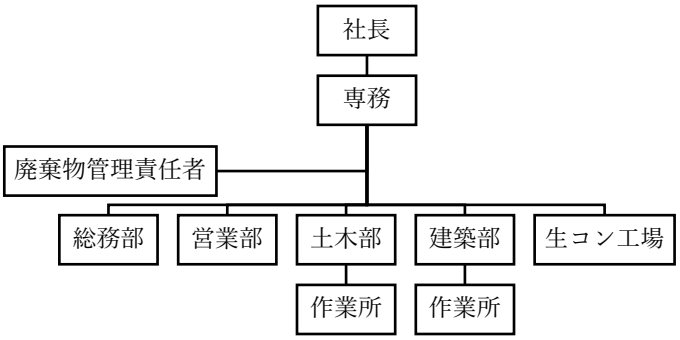
6　それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。

7　※欄は記入しないこと。

別紙

産業廃棄物の処理に係る管理体制

1. 管理体制



職名	担当	職責
廃棄物管理責任者	総務部長	・廃棄物に関する総括的管理 ・廃棄物処理に係る社内規定の作成 ・社内での関連教育
廃棄物管理担当者	土木部長	・収集運搬、処理業者の調査選定 ・委託契約書とマニフェストの集計保管管理 ・作業所に対する情報提供と報告 ・関係省庁への各種報告
作業所 生コン	作業所長 生コン工場長	・収集運搬、処理業者の調査選定 ・作業所協力業者の教育、作業指示 ・作業所毎の収集運搬、処理委託契約と管理 ・作業所毎のマニフェスト交付と管理

2. 教育、研修、情報公開

・マニフェスト管理票の取扱と廃棄物処理法の改正内容等の社内教育及び周知。

・群馬県環境資源創生協会の会員として協会主催の研修、環境フェスティバル、地域美化運動等に積極的に参加して、廃棄物の適正処理と排出抑制の必要性について社員の意識を高める。

3. 産業廃棄物の排出と排出抑制

・産業廃棄物の適正処理を確保するために関連法令その他条例規制を遵守し、行政の環境施策に協力する。

・処理業者の委託については適正な委託契約を締結し、収取運搬から処分に至るまで確認し適正な管理状態を維持する。

・作業所より発生する木材及び使用済み資材、仮設材についても再利用を目的に社内で情報を共有して廃棄物の排出量抑制をはかる。

・廃棄物の発生抑制を目的に社内で物品の再使用と再生利用を推進する。